

令和4年度
第800回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 800 回 三島市農業委員会総会議事

- | | | | |
|---|-------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 開催日時 | 令和 4 年 4 月 11 日(月)午後 3 時～午後 5 時 | |
| 2 | 開催場所 | 三島市総合防災センター 1 階 防災研修室 | |
| 3 | 出席委員 | 農業委員 | : 14 名 |
| | | 農地利用最適化推進委員 | : 10 名 |
| | 会 長 | 1 番 | 廣瀬 和正 |
| | 農業委員 | 2 番 | 高橋 徹司 |
| | | 3 番 | 細井 憲子 |
| | | 4 番 | 山田 貴臣 |
| | | 5 番 | 梶 公彦 |
| | | 6 番 | 佐藤 操 |
| | | 7 番 | 瀬川 稔 |
| | | 8 番 | 高橋 博幸 |
| | | 9 番 | 望月 正己 |
| | | 10 番 | 山田 隆志 |
| | | 11 番 | 山本 一喜 |
| | | 12 番 | 三浦 正康 |
| | | 13 番 | 神山 衛憲 |
| | | 14 番 | 市川 保 |
| | 農地利用最適化推進委員 | 15 番 | 三枝 登志夫 |
| | | 16 番 | 遠藤 康之 |
| | | 17 番 | 栗原 一雄 |
| | | 18 番 | 佐藤 廣美 |
| | | 19 番 | 鈴木 和彦 |
| | | 20 番 | 細井 信 |
| | | 21 番 | 渡邊 毅 |
| | | 22 番 | 今井 洋平 |
| | | 23 番 | 新井 寿 |
| | | 25 番 | 久保田 信幸 |
| 4 | 欠席委員 | | |
| | 農業委員 | | |
| | 農地利用最適化推進委員 | 24 番 | 伊東 忠彦 |
| 5 | 議事日程 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可について |
| | | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条許可について |
| | | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条許可について |
| | | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条事業計画変更について |
| | | 議案第 5 号 | 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について |
| | | 報告第 6 号 | 農地法第 4 条届出について |
| | | 報告第 7 号 | 農地法第 5 条届出について |
| | | 報告第 8 号 | 非農地証明について |
| | | 報告第 9 号 | 農地法第 18 条解除について |
| | | その他 | |
| 6 | 農業委員会事務局職員 | 局長 | 渡辺 博信 |
| | | 主査 | 西山 洋平 |
| | | 主査 | 森田 将之 |
| | | 主事 | 八木 啓志 |

7 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。まず初めに三島市役所内におきます人事異動に伴い、今年の4月1日より農業委員会事務局員の変更がありました。その報告と、一言挨拶をさせていただければと思います。4月1日付で企業立地推進課から農業委員会事務局の配属となりました西山です。

(西山主査挨拶)

以上で職員の紹介を終わります。
それでは会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】 ありがとうございます。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第1項により総会の開会は、会長が宣告することとなっております。
会長、よろしくお願いします。

【会長】 これより第800回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。
本日の出席者は、農業委員が14名、欠席委員はありません。農地利用最適化推進委員が10名、欠席委員は1名です。

【会長】 只今事務局より出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているため本会議は成立いたしました。
それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に5番・梶公彦委員、6番・佐藤操委員を指名いたしますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議題に入ります。
議案第1号、農地法第3条許可について、瀬川稔委員より説明願います。

【瀬川稔委員】 (議案第1号、農地法第3条許可について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 議案第1号、農地法第3条許可、案件1番について事務局より説明します。
譲受人は、梅名などで耕作を営む農業従事者で、譲渡人の親戚にあたります。今回所有権移転する農地の隣地を所有し耕作していることから贈与により所有権移転するため申請に至りました。
譲受人は、40年程度の農業の経験があり、トラクター1台、コンバイン1台等を所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できるかと判断しました。世帯での働き手は、本人が150日、妻が100日従事しているため、問題ありません。
譲受人の経営面積は、権利取得後に3,518.98㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため要件を満たしております。
今後は、譲受人が田として使用するため、周辺農地へ影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われまます。また、農薬の使用については地域の防除基準に従うとのことでした。
以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号、農地法第4条許可について、高橋徹司委員より説明願います。

【高橋徹司委員】 (議案第2号、農地法第4条許可について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 議案第2号、農地法第4条許可、案件1番について、事務局より説明します。

申請人は、塚原新田在住で運送業の代表取締役であり、現在、自らが経営する運送業で使用する4tトラックは、賃貸借している土地に駐車しています。この度、賃貸借している土地が契約満了となるため、自己所有地へ駐車場を設置するため申請に至りました。

申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、農地法に規定されるどの農地区分の要件に該当しないため、第2種農地となります。

第2種農地の場合、他の農地では事業を行うことができないという代替性がないことを確認しなければなりません。今回の転用の目的は4tトラックの貸駐車場ですが、4tトラックが通行できる道路に隣接し、必要な面積を確保できる農地が当該申請地周辺や自己所有地にないことを確認しました。

資力信用についてですが、当該事業は自己資金にて土地造成を行います。預金通帳をもって確認しました。

また、申請地には、抵当権や仮登記など農地転用の妨げとなる権利の設定はされていません。

本申請は、大型車10台分の駐車場ということで、申請地全体を有効に利用する計画となっております。

申請地南側の畑とは3m以上の間をあけること、西側の畑とは、境にコンクリートブロック壁を設置してあるため、周辺の営農条件に影響を及ぼすおそれはありません。また、被害が発生した場合は、速やかに自己の責において対処する旨を確認しております。

以上のことから、本申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【会 長】

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条許可及び第4号議案、農地法第5条事業計画変更について、神山衛憲委員より併せて説明願います。

【神山衛憲委員】 (議案第3号、農地法第5条許可及び第4号議案、農地法第5条事業計画変更について説明)

説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【会 長】

【事務局】 議案第3号、農地法第5条許可、案件1番、および議案第4号、農地転用許可後の事業計画変更承認について、説明します。

本案件は、平成29年2月10日に許可、令和3年2月10日に変更承認をした、一時転用である残土処分工事の許可期間の延長及び一時転用面積の変更申請になります。

完了予定日を令和4年2月10日としておりましたが、計画地内防災施設として設置した調整池の完成後の維持管理について、調整池東側の山道を改修して道路を整備する計画へと変更したことに伴い、林地開発行為の変更を行うため、各関係機関と計画変更の協議を行ったことで工事完了時期が遅れ、期間の変更が必要となりました。

また、農地所有者から斜面地も農地として使用したいという申し出があり、耕作土で農地を盛土するため事業面積が変更となりました。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【会 長】

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案第5号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

【事務局】 (議案第5号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について説明)

報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【会 長】

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案第6号、農地法第4条届出及び議案第7号、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

【事務局】 (議案第6号、農地法第4条届出及び議案第7号、農地法第5条届について説明)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【会長】

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案第8号、非農地証明について、高橋博幸委員説明願います。

(議案第8号、非農地証明について)

【高橋博幸委員】

説明が終わりましたので事務局より説明させます。

【会長】

議案第8号、非農地証明について、事務局より説明します。

【事務局】 国土地理院の過去の航空写真を確認すると2012頃から荒廃が始まり、現在はすべて山林の状態になっていることが確認できます。山林として証明する基準として、

①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの

②①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの

が規定されております。

本農地は、南側が道路で、当該地の周囲が山林であり、傾斜地であるため継続して利用することができないと見込まれるため、①の要件に該当することを2月の現地調査にて事前に確認致しました。よって、山林として証明する基準を満たすと判断しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案第9号、農地法第18条による解約通知について、事務局より報告させます。

【事務局】 (議案第9号、農地法第18条による解約通知について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第10号議案、その他について、事務局より報告させます。

【事 務 局】 (議案第10号、その他について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて第800回三島市農業委員会総会 を閉会いたします。